

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1／2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

*複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。

○対象者 平成25年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送

5月～7月中旬に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送

8月中旬に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送

○受診期間 平成25年7月から平成25年11月末までの間

○受診場所 病院・診療所など

○受診方法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円